

# デイサービスいろは 運営規程

## 事業の目的

### 第1条

合同会社 harebareが開設する、デイサービスいろは(以下「事業所」という)において実施する地域密着型通所介護、第1号通所事業通所介護相当サービス以下「第1号通所事業」という)の適正な運営を確保する為、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護職員、介護職員、機能訓練指導員(以下「職員」という)が要介護及び要支援状態にある高齢者に対する適正な地域密着型通所介護、第1号通所事業の提供を行うことを目的とする。

## 運営方針

### 第2条

利用者の要支援及び要介護状態の軽減若しくは悪化の防止のためその目標を設定し計画的に行うものとする。

2

地域密着型通所介護、第1号通所事業にあたっては、要支援及び要介護状態の心身の特性を踏まえ居宅においてその利用者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようさらに利用者に社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の心身の負担軽減を図るために、必要な日常生活上の支援及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

3

利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

4

事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅支援センター、包括支援センター、他の保健医療サービス及び福祉サービスとの連携に努めるものとする。

5

地域密着型通所介護、第1号通所事業の提供と終了に際しては、利用者またはその家族に適当な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者へ情報の提供を行う。

6

地域密着型通所介護、第1号通所事業所としての人員、設備運営に関する基準を守り事業を実施するものとする。

7

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

8

事業所は、地域密着型通所介護、第1号通所事業を提供するにあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

## 事業の運営

### 第3条

地域密着型通所介護、第1号通所事業の提供にあたっては、職員によってのみ行うものとし、第3者への委託は行わないものとする。

## (事業所の名称等)

### 第4条

事業所の名称および所在地は次のように定める。

|     |                |
|-----|----------------|
| 名 称 | デイサービスいろは      |
| 所在地 | 宇部市文京台三丁目17番7号 |

## (職員の職数、員数、および職務内容)

### 第5条

事業所に勤務する職員、員数、及び職務内容を次のように定める。

2

管理者 1名(常勤兼務1名)  
管理者は事業所すべての管理を一元的に行う。

3

介護職員 1名以上(内常勤1名以上)  
介護職員は利用者の介護全般を担う。

4

生活相談員 1名以上(内常勤1名以上)  
生活相談員は関係機関との連携のもと、利用者、家族の日常生活上の相談を受ける。

5

看護職員 2名(常勤兼務2名)  
利用者様の健康管理及び看護管理等を行う。

6 機能訓練指導員 2名(常勤兼務2名)

機能訓練指導員は、利用者の生活機能の向上を目的とし、食事、排泄、更衣などの日常生活動作や調理、洗濯、掃除などの家事動作の獲得、趣味活動、町内会などの社会参加を目指すために訓練及び指導を行う。

(営業日及び営業時間)

- 第6条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。
- (営業日) 地域密着型通所介護、第1号通所事業の営業日は月曜日から土曜日とする。
- (定休日) 日曜日及び祝祭日、盆(8月14日～8月16日)、年始(1月1日～1月3日)  
※年度末に年間スケジュールを配布し、利用者及び家族、関係各位に周知する。
- (営業時間) 地域密着型通所介護、第1号通所事業の営業時間は8時00分～17時00分とする。

(サービス提供時間) 地域密着型通所介護、第1号通所事業のサービス提供時間は9時00分～16時10分とする。

(地域密着型通所介護、第1号通所事業の定員)

- 第7条 地域密着型通所介護、第1号通所事業のサービスの定員は、1日10名とする。

(地域密着型通所介護、第1号通所事業の内容)

- 第8条 地域密着型通所介護、第1号通所事業の内容は、次に挙げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。
- 1 入浴サービス
  - 2 食事サービス
  - 3 生活指導(相談、援助等)
  - 4 レクリエーション
  - 5 機能訓練
  - 6 健康チェック
  - 7 送迎

(利用料等)

- 第9条 地域密着型通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定受領サービスである時は、その1割の支払いを受けるものとする。ただし、一定以上の所得がある方は2割、または3割の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準によるものとする。また、第1号通所事業を提供した場合の利用料の額は、市町村が定める額とし、そのサービスが法定受領サービスである時は、その1割の支払いを受けるものとする。ただし、一定以上の所得がある方は2割、または3割の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、市町村が定める第1号通所事業に要する費用の額の算定に関する基準によるものとする。
- 2 食事の提供に要する費用については、昼食600円を徴収する。減塩食、ミキサー食等の特別食については追加費用として50円を徴収する。
- 3 おやつ提供に要する費用については、50円を徴収する。
- 4 尿とりパット1枚50円、リハビリパンツ1枚100円、紙おむつ1枚100円、不織布マスク1枚20円を徴収する。経済情勢によって価格が変更することがある。その場合は、予め、文書にて説明する。
- 5 利用者の都合により、お休みされる場合には、下記のキャンセル料金を徴収する。  
(1) 利用日前日の17時までに申し出があった場合 無料  
(2) 利用日当日 食事代  
(3) 申し出がなかった場合 470円(片道送迎代)と食事代
- 6 その他、地域密着型通所介護、第1号通所事業の提供に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の費用の内容及び金額に関し事前に説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名を受けるものとする。

- 7 費用を変更する場合は、1か月前までに、利用者又はその家族に対し文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

- 第10条 通常の事業の実施地域は、宇部市、山陽小野田市の区域とする。但し、事業所より片道30分までとする。

(感染防止、衛生管理)

- 第11条 利用者の利用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所において感染症が発生し、また、蔓延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(サービス利用に当たっての注意事項)

- 第12条 利用者は、地域密着型通所介護、第1号通所事業の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるように留意する。

(緊急時における対応方法)

- 第13条 地域密着型通所介護、第1号通所事業の提供を行っている時に利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又は歯科医師に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。また、同意書のご家族の連絡先に連絡する。
- 主治の医師又は歯科医師への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。送迎途上において、緊急の事態が発生した場合は、最寄りの医療機関へ応援を要請するか緊急搬送で対応する。
- 2 利用者に対する、地域密着型通所介護、第1号通所事業の提供により事故が発生した場合は、速やかに、当該利用者の家族や関係市町村、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対する地域密着型通所介護、第1号通所事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

- 第14条 非常災害に備えて、消防計画、風災害、地震等の災害に対処するために計画を作成し、防災管理者または、火気・消防についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。
- 2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(苦情処理)

- 第15条 地域密着型通所介護、第1号通所事業の提供に係る苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、提供した地域密着型通所介護、第1号通所事業に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求めまたは当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善をするものとする。
- 3 事業所は、提供した地域密着型通所介護、第1号通所事業に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第16条

事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療、介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を守り適切な取扱いに努めるものとする。

2

事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的には原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に係る事項)

第17条

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとする。

(1)

虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2)

虐待防止のための指針を整備する。

(3)

虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4)

前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

2

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第18条

事業所は、全ての地域密着型通所介護(第1号通所事業)の従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、業務の執行体制についても検証、整備する。

1

採用時研修 採用後3か月

2

継続研修 年複数回

3

職員は、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持する。

4

職員であった者に、業務上知りえた利用者又はその秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

5

事業所は、適切な指定地域密着型通所介護(第1号通所事業)の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

6

事業所は、地域密着型通所介護、第1号通所事業に関する記録を整備し、その完結から2年間保存するものとする。

7

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は「合同会社harebare」と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(地域との連携など)

第19条

事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。本事業のサービスが地域に密着し地域に開かれたものにするために、運営推進会議を開催する。

1

運営推進会議の開催は、おおむね6ヶ月に1回以上とする。

2

運営推進会議のメンバーは、利用者、利用者家族、地域住民の代表者、宇部市の担当職員もしくは事業所が所在する地域を管轄する地域包括支援センターの職員及び地域密着型通所介護について知見を有するものとする。

3

会議の内容は、事業所のサービス内容の報告及び利用者に対して適切なサービスが行われているか確認、地域との意見交換、交流等とする。

4

運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。また、その完結の日から2年間保存する。

(業務継続計画の策定)

- 第20条 事業所は、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する業務継続計画を策定し、利用者に対する指定地域密着型通所介護〔第1号通所事業〕の提供を継続的に実施するために必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的  
に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うもの  
とする。

(身体的拘束等の適正化の推進)

- 第21条 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的  
拘束等を行わない。
- 2 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむ  
を得ない理由を記録する。

附則

この規程は令和5年9月1日から施行する。

この規程は令和6年1月1日から施行する。

この規程は令和6年4月1日から施行する。

この規程は令和6年12月1日から施行する。